

IASB の動向 (2011年2月～2011年4月)

研究員 おかもと たけひろ
岡本 健寛

I. 公開草案等の公表

1. SME 導入グループが、指針案を公表 (2011年2月24日)

中小企業 (SME) 向けの国際財務報告基準 (IFRS) に関する諸問題に関し、国際会計基準審議会 (IASB) を支援する SME 導入グループは、Q&A 形式での中小企業向け IFRS に関する最終の指針案を公表し、パブリック・コメントに付した。

中小企業向け IFRS の導入によって発生する特定の会計上の疑問点への、非強制的かつ適時的な指針の開発は、SME 導入グループが担う 2 つの責務のうちの 1 つである。なお、もう 1 つの責務は、中小企業向け IFRS の改訂に関する提案を IASB に対して行うことであり、この提案は、中小企業向け IFRS が更新されるとき、おおむね 3 年ごとに検討されることになっている。

この Q&A では、フルバージョン (通常) の IFRS に従って連結財務諸表を開示しなければならない連結グループの、親会社自体に公的な説明責任 (public accountability) がない場合に、その単体財務諸表を中小企業向け IFRS に基づいて開示することができるかどうかという質問が提起されている。これに対し同 Q&A では、

公的な説明責任がある場合の条件を示したうえで、親会社自体に公的な責任がなければ、その他のグループ会社やグループ自体の公的な説明責任とは関係なく、中小企業向け IFRS を使用できるとしている。

なお、これに続き、4月14日には、「専属保険子会社」、「『公開市場における取引』の解釈」、及び「少数参加者の投資ファンド」に関する同様の Q&A 形式の指針案も公表されている。

II. その他の IASB 関連のプレスリリース

1. 鶯地隆継氏を IASB 理事に指名 (2011年2月25日)

IFRS 財団の評議員会は、鶯地隆継氏を IASB の理事に指名したことを発表した。当初の任期は 2011 年 7 月 1 日からの 5 年間で、その後には任期 3 年の再任が可能である。

同氏は、現在、住友商事株式会社のフィナンシャル・リソースズグループ長補佐を務め、IFRS 解釈指針委員会の委員、日本経団連の IFRS 導入準備タスクフォース事務局長なども務めていた。同氏は、理事に就任する際に現在の役職を退くことになる。

なお、IASB の議長に指名されているハンス・ホーヘルフォルスト (Hans Hoogervorst) 氏及

び副議長に指名されているイアン・マッキントッシュ (Ian Mackintosh) 氏も当初の任期を 2011 年 7 月 1 日に開始する。

また、評議員会は、フィリップ・ダンジョウ (Philippe Danjou) 氏を 2 期目の 5 年の任期で再任することも確認した。

2. IASB と FASB がコンバージェンス・プログラムの完了へ向けての大幅な進展を報告 (2011 年 4 月 21 日)

IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、IFRS と米国会計基準を改善しコンバージェンスをもたらすための共同作業についての進捗状況報告を公表した。

昨年 11 月の報告以降、両審議会は次のことを実施した。

- 5 つのプロジェクトの完成：今後数週間のうちに、IASB は、連結財務諸表（他の事業体に対する持分の開示を含む。）、共同アレンジメント、退職後給付に関する新しい基準を公表する。両審議会は、公正価値測定とその他の包括利益の表示に関連する新しい規定を公表する。
- 残り 3 つの MoU プロジェクト及び保険会計の優先的取組み：両審議会は、金融商品会計、リース及び収益認識を対象とする残り 3 つの MoU プロジェクト、及び米国基準と IFRS の保険会計基準を改善し揃えるための合同プロジェクトの完了へ向けて大きく前進した。
- コンバージェンス作業を最終化するための目標時期の延長：両審議会は、残りの優先コンバージェンス・プロジェクトの日程を 2011 年 6 月より後に延長することで合意した。追加の作業や利害関係者との協議を、包括的なデュー・プロセスと整合した方法で行えるようにするためである。コンバージェンス・プ

ロジェクトは、2011 年後半の完了を目標とする（ただし、FASB は、保険会計については、公開草案をまだ公表しておらず、2012 年前半が目標である。）。

進捗状況報告では、残りのプロジェクトの完了の日程についてさらに詳細を示しており、その仮訳は FASB/ASBJ のウェブサイト¹からダウンロードできる。

III. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. IFRS 財団モニタリング・ボードが、ガバナンス改革に関する市中協議文書を公表 (2011 年 2 月 7 日)

モニタリング・ボードは、「IFRS 財団のガバナンス改革に関する市中協議文書」を公表し、パブリック・コメントに付した。

モニタリング・ボードによるガバナンス改革における出発点は、現在のガバナンス構造が、IFRS 財団の定款に定められている、高品質でグローバルな会計基準を IASB が策定するという主要な目的を達成できるようなものとなっているか、また、説明責任を果たしつつ適切に IASB の独立性を確保しているかを検討することにある。ガバナンス改革では、ガバナンスに関する組織構造、特に、モニタリング・ボード、評議員会、IASB それぞれの構成と権限・役割について検討することを主な焦点としている。

市中協議文書は、2011 年 4 月 8 日までの約 2 か月間、パブリック・コメントに付された。パブリック・コメント期間中、モニタリング・ボードは、関係者がガバナンス改革プロジェクトにより関与できるよう、日本、マレーシア、ベルギー、米国において、関係者との公開円卓会議を開催した。そこで寄せられたコメントは公開

1 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20110421.pdf

され、コメントへのフィードバックもパブリック・コメント期間の終了後に公表される。また、2011年第3四半期の早い段階に、提言を実行するためのアクションプランを策定し公表する予定である。

2. Dick Sluimers 氏が IFRS 財団の評議員に就任 (2011年2月9日)

IFRS 財団の評議員会は、Dick Sluimers 氏を評議員に指名し、IFRS 財団のモニタリング・ボードによって承認されたことを発表した。当初の任期は発表日即日から2013年7月1日までで、その後に1度の再任が可能である。

同氏は、ドイツに本拠地を置き、年金基金に関する資産運用や管理などのサービスを提供する、APG グループの最高経営責任者を務めていた。

3. IFRS 財団がアジア・オセアニアのサテライトオフィスを東京に設置 (2010年2月10日)

IFRS 財団は、アジア・オセアニア地域におけるリエゾン活動を強化するため、東京にオフィスを設置する意向であることを発表した。IASB のテクニカル・スタッフは引き続きロンドンに拠点を置くものの、東京オフィスの設置によって、IFRS 財団とアジア・オセアニア地域における関係者との直接的な関係を持つ機会が増えることになるとしている。

IFRS 財団は、継続的な協議を促進するとともに、IFRS を利用しているかこれを採用しようとしている国を支援するため、同財団とIASB のリソースを東京に置くことを予定している。

4. Antonio Zoido 氏が IFRS 財団の評議員に就任 (2011年4月7日)

IFRS 財団の評議員会は、Antonio Zoido 氏を

評議員に指名し、IFRS 財団のモニタリング・ボードによって承認されたことを発表した。当初の任期は発表日即日から2013年12月31日までで、その後に1度の再任が可能である。

同氏は、スペインにおけるすべての株式市場、及び金融システムのオペレーターである Bolsas y Mercados Españoles の最高経営責任者で、IASB の前身である国際会計基準委員会 (IASC) の諮問会議委員も歴任した。

5. IFRS 財団のモニタリング・ボード及び評議員会による共同声明 (2011年4月27日)

IFRS 財団のモニタリング・ボード及び評議員会は、ロンドンで2011年4月1日に行われた第5回の共同会議での議論を受けて、財団のガバナンス及び戦略に関するレビューへの、両組織の取組みに対して、緊密な連携を進める方針を再確認した。

両組織は、高品質でグローバルな IFRS の設定における、財団の基本的なミッションを促進するため、それぞれの役割と責任において、共同で作業を行う。

モニタリング・ボードは財団のガバナンスに関するレビューを実施する一方で、評議員会は戦略レビューを実施する。モニタリング・ボードのガバナンス・レビューの第一の焦点は、モニタリング・ボード、評議員会、及びIASBそれぞれの、構成、責任及び役割に関するものである。評議員会の戦略レビューは、IFRS 財団のミッション、ガバナンス、基準設定プロセス、及びファイナンスの4つの分野に関して、デュー・プロセスと基準設定の監督に関する実務上の側面も含めた、一連の見直しの提案を行っている。これらの相互補完的なレビューは、それぞれの定款上の責任に基づき、独立して実施される。同時に、両組織は、IFRS を採用する国や地域が世界中で増加していることを背景に、両組織によるレビューが、基準設定主体としてのガバ

ナンスを継続的に強化するための方策となるべきであるとの見解を強く共有した。今後も両組織は、一連の改善案の策定を緊密に連携して行い、今年の8月末までにその内容について公表することを予定している。

- モニタリング・ボードは、パブリック・コメント期間中（募集期間：2011年2月7日～4月8日）に受け取ったコメントの検討を行い、今後数か月の間に、フィードバック・ステートメントの公表を準備する。その後、特定されたガバナンスの改善を実施するためのアクションプランを作成する。
- 評議員会は、最初の協議文書に対して受領したコメント（募集期間：2010年11月5日～2011年2月24日）を踏まえ、2011年4月27日に戦略レビューに関する報告書を公表した。戦略レビューに関する文書は、IFRS財団のウェブサイトですぐ入手可能である。評議員会は、公表から90日間（2011年7月25日まで）コメントを募集する。評議員会は、コメント募集期間中に、香港、ロンドン、ニューヨーク、及び東京における公開の円卓会議で、関係者からの意見聴取を実施する。円卓会議には、モニタリング・ボードの代表もオブザーバーとして参加し、両組織の連携を図る。評議員会は、モニタリング・ボードのガバナンスに関するレビューの結果と、受領したコメントを考慮し、今後の方針に関する報告書を公表する予定である。

IV. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された（第 140 回の 21 日～23

日はノーワークで開催）。

- 第 137 回臨時会議（2011 年 2 月 1 日～2 日）
- 第 138 回通常会議（2011 年 2 月 15 日～18 日、一部を除き FASB との合同会議）
- 第 139 回臨時会議（2011 年 3 月 1 日～2 日、FASB との合同会議）
- 第 140 回通常会議（2011 年 3 月 14 日～18 日、21 日～23 日、一部を除き FASB との合同会議）
- 第 141 回臨時会議（2011 年 3 月 29 日、一部を除き FASB との合同会議）
- 第 142 回通常会議（2011 年 4 月 12 日～15 日、一部を除き FASB との合同会議）
- 第 143 回臨時会議（2011 年 4 月 27 日、一部を除き FASB との合同会議）

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は 2011 年 3 月 10 日～11 日にロンドンの IASB 本部で開催された（詳細については、本誌 191 ページの「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。）。

V. その他の IASB 関連会議

- 2011 年 2 月 23 日 アナリスト代表グループ (ARG) との会議 (ロンドン)
- 2011 年 2 月 25 日 世界作成者フォーラム (GPF) との会議 (ロンドン)
- 2011 年 3 月 18 日 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) との会議 (ロンドン)
- 2011 年 3 月 24 日 保険ワーキング・グループ会議 (ロンドン)
- 2011 年 4 月 11 日 リース・ワーキング・グループ会議 (ロンドン)